

パッケージ支援〔事例1〕：いちごハウスの復旧

栃木県農政部

1. 状況

想定：河川の氾濫等により土砂等が流入、いちごハウスが倒壊又は一部損壊

2. 主な支援策

- ・対象経費や助成単価、主な要件等を勘察し、県・市町等と相談の上、事業を選択すること。
- ・各事業には、上限単価の設定等があるため、詳細は県・市町等に確認すること。

(1) 被災したいちごの撤去、栽培用苗等の調達

<いちご株等の除去>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
① 栃木県農漁業災害対策特別措置条例【県・市町】	除去作業 ※雇用した場合	農業者	定額 県 : 1/2 市町 : 1/2	☑被害率 70%以上 ☑運搬・処分費用は対象外
④ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）【国（直採）】	除去作業 ※雇用した場合	農業者が組織する団体等	定額 ・残さ 1,500 円/10a 以内 ・ガラス等 14,000 円/10a 以内	☑運搬、処分を含む ☑受益農家 3 戸以上

<栽培用苗等の確保>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
① 栃木県農漁業災害対策特別措置条例【県・市町】	苗の購入	農業者	定額 県 : 1/2 市町 : 1/2	☑被害率 70%以上 ☑次作の播種、定植は対象外
	農薬の購入 肥料の購入			☑被害率 30%~70%未満 ☑次作の播種、定植は対象外
④ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）【国（直採）】	苗の購入 農薬の購入 肥料の購入	農業者が組織する団体等	1/2 以内	☑本年度に営農再開するものが対象（年度内であれば次作の播種、定植も対象） ☑受益農家 3 戸以上

(2) 土砂の撤去

<土砂の撤去>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
② 強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）【国・県・市町】	除去作業 ※雇用した場合	農業者	6/10 国 : 3/10 県 : 1.5/10 市町 : 1.5/10	☑災害復旧事業の対象外で、ハウス等施設内に流入した土砂の撤去が対象
⑤ 災害復旧事業【国・市町】	農地の復旧	農業者	農地 50%（激甚指定で 95%程度）	☑40 万円/箇所以上
⑥ 市町単独事業【市町】	農地の復旧	農業者	市町で設定	☑40 万円/箇所未満

(3) 農業用ハウス及び付帯施設修繕・再建

<ハウスの撤去>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
① 栃木県農漁業災害対策特別措置条例【県・市町】	撤去作業 ※雇用した場合	農業者	定額 県 : 1/2 市町 : 1/2	☑被害率 70%以上 ☑運搬・処分費用は対象外
② 強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型)【国・県・市町】	撤去作業 ※雇用した場合	農業者	6/10 国 : 3/10 県 : 1.5/10 市町 : 1.5/10	☑運搬、処分を含む
③ 強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災産地施設支援型)【国】	撤去作業 ※雇用した場合	農業者が組織する団体等	1/2 以内	☑運搬、処分を含む ☑耐候性ハウスの再整備等と併せて行う場合 ☑受益農家5戸以上
④ 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)【国(直採)】	撤去作業 ※雇用した場合	農業者が組織する団体等	1/2 以内	☑運搬、処分を含む ☑作物転換や規模拡大を行う際に必要なハウスの再建・修繕と併せて行う場合 ☑受益農家3戸以上

<ハウスの復旧>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
② 強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型)【国・県・市町】	農業用ハウス及び付帯施設の修繕・再建	農業者	最大 6/10 国 : 共済の国費相当額を合わせて最大 5/10 県 : 0.5/10 市町 : 0.5/10	☑共済加入かつ被害程度が中破以上
			1/10~3/10 国 : 1/10~3/10	☑共済未加入、又は被害程度が小破
③ 強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災産地施設支援型)【国】	共同利用施設(農業用ハウス)の再建	農業者が組織する団体等	1/2 以内	☑被災したパイプハウスを撤去し、耐候性ハウスを再整備する場合を対象 ☑受益農家5戸以上
④ 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)【国(直採)】	農業用ハウス資材の共同購入	農業者が組織する団体等	1/2 以内(共済の国費相当額を合わせて最大 5/10)	☑施工は自力 ☑作物転換や規模拡大を行う場合 ☑受益農家3戸以上
⑦ 中小企業等グループ施設等復旧事業【国・県】	農業用ハウスの復旧(取り壊し経費等含)	中小企業者等のグループの構成員	7.5/10 国 : 5/10 県 : 2.5/10	☑2名以上のグループを形成し、復興事業計画を策定 ☑建物や設備は、課税台帳や資産台帳等に掲載されているものが対象 ☑補助金額は共済金を減じた額に補助率を乗じた額

(4) 農業用機械等の修繕・再取得

<農業用機械等の修繕・再取得>

事業名	対象経費	対象者	補助率	主な要件・ポイント等
③ 強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型) 【国・県・市町】	農業用機械や倉庫等の修繕・再取得	農業者	最大 9/10 国 : 5/10 県 : 2/10 市町 : 2/10	<input checked="" type="checkbox"/> 財産管理台帳等に記載されている機械や施設で、市町が被災状況を確認 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象事業から共済金等の控除はしない
⑦ 中小企業等グループ施設等復旧事業 【国・県】	農業用機械や倉庫等の修繕・再取得	中小企業者等のグループの構成員	7.5/10 国 : 5/10 県 : 2.5/10	<input checked="" type="checkbox"/> 2名以上のグループを形成し、復興事業計画を策定 <input checked="" type="checkbox"/> 建物や設備は、課税台帳や資産台帳等に掲載されているものが対象 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金額は共済金を減じた額に補助率を乗じた額